Blue
Cyan
Green
Yellow
Red
Magenta
White
3/Color
Black

仕度物

秘閣藏書
天曜文庫

桐壺

此巻の名をあらハす所ハ桐壺なり此巻ハ桐壺ハ桐壺なり
ちて名付しる也られ光源氏の君乃母更衣の住居也　奥入に一名を
壺前栽也もけまへ人のつかせんさいのにわにうゑてあるを初よりして也
此巻の中に源氏の君誕生より十二歳のくれまでを此巻のまれ
初より始ひてのちとあり其初より十三四歳の事こ
りて次の帝末の巻ハ十六歳とをしてこれ此巻よハ桐壺の更衣
を帝の寵愛深くぬるを書てハ此事にあまてるるをあ乃理
とをしるせるかとをうを此帝ハ延喜聖代より此しるしをうをく好
更の有よ人のそしるを我も悔しをせ給ひて道理をもうしあを世給ひて
天のかれりてをやを尊なるを事とをるを上一人をりをを
如をまををにれをあをを平生後世をしむへしとのいまをめ我ある
ををを人へ

いれの法門より　師是光石
の母桐壺更衣の詞めきの事
とをれ書をり　此発端の
詞ハ伊勢の家集よいつまのれ
はよりをを名はかをやを而を
吹を所居よ大和よ親ある人
ををををりとをあをれを
れをり但の家集ハ字多の
帝の御世七象の后よいせの
御のをやづ人せーすと云お
ぶめをて他くをあり此他
をりハ桐壺の帝とまを
く延喜よ比ーをりとハ人
ど実ハ他他語をれハ其時代
といまをとやをきにあをを
るををりを後よ書ある
ゐをを人伊勢の家集の詞
と思ハ人をを人を奇妙
なを人ー　筆云伊勢集
ハをの身のいやしれとをを
紫式ア人時代とをを紫
四ーくて其心名別也是作
者の称骨也だを人ハ風の詩
よ漢王の事を以て唐を

桐

いつまのおほんときより　光源氏
桐壺更衣　細長の上臈の品をふ立上事と云
桐壺更衣　女御　更衣　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父
桐壺更衣の母　桐壺更衣の父

そ[illegible]河延喜の比[illegible]と[illegible]ん[illegible]ゆ[illegible]河原院を[illegible]の院と云て[illegible]
[illegible]日本紀尾緒[illegible]

女御　花　后[illegible]女御則八十二御妻也御猶進也侍也暁花女御八位以上二位三位なり日本[illegible]
註女御　雄略天皇七年[illegible]稚媛吉備上道女為女御是始也日本紀称名院の比紀女御の数日本にはなし
八文徳天皇[illegible]

更衣　花　女御[illegible]の次の人也[illegible]屋[illegible]天[illegible]の比衣とめ[illegible]衣と[illegible]也漢書灌夫傳の顔
師古註更は改也凡[illegible]皆起更衣[illegible]
本朝の[illegible]衣は仁明天皇嘉和三年正五位上紀朝臣乙魚授従四位下為更衣是始也河[illegible]
細流云便宜の御殿[illegible]
[illegible]　抄云延喜清代后宮女御五人更衣十九人中宮以下都合廿七人也河[illegible]
桐壺帝后宮寳名露顕之分　女御三人　兼香殿　四宮母　藤景殿　花散里姉　一人　八宮母　更衣二人
桐壺　後涼殿　后二人　大后　弘徽殿　女院　藤壺　此物語[illegible]
[illegible]
[illegible]

細已下文衣の俗姓とりふく

[illegible]

細 孤独の分なれども[illegible]に母君のあつかひ[illegible]

[illegible]

[illegible]

傍ゆき　孟東宮坊職員令

傍とハ天よりよりまめびさ宮のおりまれあく
人のうちにてうまうまて
弘徽殿女御ハ餘の女御更衣
よりまさりにへ由ありて朱雀
院一品宮前坊宮などの御母
なれば帝の御心ひやとるう
まうなり

式部ゝこの御いさめ
弘徽殿ゝの更衣への嫉
妬と帝もむつかしく言
ゝ他の女御ゝ御
いさめいさめ言ねた
と心をこめて人人
ゝうゝ恨りひ　更衣源氏
なくとうう恨りめを
心あるなり

うこれれるめ　帝のに
けるさ御心人のぐひるき
とこのくるぐくく　可畏
日本紀　恐惶　日　威光傳
おうくめ　花人ゆさんとする之
ゝすとりくめ　河原惡則洗

やうてうくくを給なだ。あぐらに坐まへ
さくびりてなうせうひ〜狂よどのづく
更衣の位ゝゝゝ
うるさうふもみしとこのみくせもれ
まてのちいいとくんこよはほしとそれ
細あくせづく　不能　不善　源氏ゝ　源氏ゝ　居
ぶ傍めをうう　朱雀院の母弘徽殿也
うと一乃みこの女御いはぐうこぐうく
まうふもまつまてやむごとなきはもび
なべてうくみこうちなどをおつませば
嫉妬　源氏ゝ
けるこのれいうあとうこで　細是ゝ更衣の人
ゝ分てまえ
ゝ
ムぐうう　ひ笑くうせるもうげうこと
げとびふのこうこるおとめとず
西更衣の病ゝ
とうめふ人ゝ坐ゆくわが多いうはく。

垢求其瘢痕　家語　吹毛ヲ求ル

家疵　漢書

ゝまうるなどうさふにま
ゝうるなどもあるなどうさふに
ゝうるうるうる

ひまなるにはいまはうちの　文衣の局へ帝乃おとゝ　てはかくの御ものとゝ　全説
うちつ　細うち駄ゆ　盃廊也　花村上天皇の御時宣耀殿の女御　若子小一条ノ左大臣師尹女　女御　ふるまひ　世
宮御簡か　弘徽殿の上の御局よりかつまきりなげつゝ不快のものともありけり世
結ゆあり　彼例を以　あげつゝ　花をもてあそびて　文衣とをりむ人の女房のさねをそ
とゝぐ　ひとつ　るなる　弘の
　　　

とし〳〵ろくの　あるもの
あるくやうにゆきあり
又例のやうにろくし
よなん　ろくいく
れたつて　ゆくすゑ
れ　夢の中　みく　光れ　ほし
しのみし　のこし　又　何ろて
夜しも　胸　とり　せ　ともはゆう
しまうこ　ろくろ
六月　細　川　ひゆう　と　月
のまとゐれて　後く　下　幾
ゆうて　せ　ちう　ゆ
細　うみて　退　おの　やう　よ　て
れども　はつ　ゆ　と　り　ば
うし　奥　みて　ろう　ゆく　れ
りう　ゆう　まて　て　せ　ま
ひと　は　ま　し　の　退　おし
は　ま　法　あり　と　ま　よ　あり
うう　わ　み　も　あり　ま　し　さ　れ　も
し　て　し　と　わ　ま　ま　ひ　人　わ
ま　つく　細　文衣の星　よ　海
し　て　ま　つ　し　人　ま　と　ま　ま　ま
して　後代の　者　と　く　め　ま　よ
く　ゆ　と　これ　よ　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　官

海さ〳〵　ひゆう　せ　ま　ろ　ど　そ　ど　ろ　つ　は　ま
あ　ぱ　し　さ　よ　か　り　ま　て　れ　い　ま　め　か　れ　て　れ　ま　ど
し　ろ　み　ま　し　の　ま　ろ　ま　ま　ま　ま　に　ま　ど　に　と
ま　て　ま　ま　ま　し　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
り　ま　て　ま　ど　み　六　日　ま　ほ　ど　よ　い　ま　よ　つ　ま
ま　ど　ど　ま　ま　み　か　く　く　ま　く　ま　く　ま　ま　ま　ま　ま
ま　て　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
ま　ま

ふかり文衣重病なれハ輦にのりて退おのくさまと作せらるゝ宣旨なり河仁明天皇女
御藤沢子依病退出之時被聽輦車卒逝之後被贈三位てらるゝハ石階のもとにいたりのち
ハ中の重を出入のしあく中重の輦車ともつくる細見名の義なりわりて殿舎後涼殿
ハ中の重の門内乃殿之北方の間よりこゝらしてえんよりしきりひきて文衣の曹司とかゝ
つゝせまて上臈よ給りもとしてこゝろ延喜式に夫人及内親王ハ後涼殿の限とうさうしゝ
ハ和こゝろのくよあひるつり 延喜式曰九条輦車出入内裏者妃限曹子夫人及内親王限温明
殿後涼殿後

文衣のゆくへ帝つせまひて出給ひてハ行列こゝろく
こゝろしてこゝろしこゝろの 細生死之
盃こゝろのんなかもとく
思ふ給そとしと思つせ給ひ
とこゝろも行給てハ行やら
しこの面ともをと文衣の
つゝこゝろ見給りて見給
まそ思ひ給て歌せ給
給る君のあよいう面り
こゝろ見奇のみりそ給ら
見てハ感情わゝく給る花
ものよ帝のれ也奇るゝに
てわりとゝ四ゝ見ハ一連へ
歌給を見へこゝろ
いゝくゝ人見まりく
時 細心感あり意てこ歌
給りこのんのかよ歌あ給

文衣

うぐひすハ命ハ
思ふしきへ
といこゝもたし
ハあつげなれ
べいけ
もそんと
どとこゝろ
こゝろしゆゝく

内心こゝろ禁中
文衣の生死を人男へ
中ふて
験者ともこ
修法加持へ

ゆゝ給て
こゝろ
こゝろ
こゝろ

狐秘訣あり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

こゝろもとなくこゝろ　何心操
平　日本記　呼　前のごとくなり　仰　文衣の心乃ふ
くゝゝくゝゝしるなり
さ海の一さ海にて　細由　霧　ゆくこそ
て人のうみとうゆ　おこ　これ前の後よいつこと
の後ゆゆ　夜生の内は霧　の　くれ侍門の改たとも
志重おそ　まくゝゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　

面伏なり 侍を丁用也 暦月
ゆけいの令婦 花 韓員と云てゆけいとなり 何令婦
つさなりよりてゆけいとなり 令婦八今の世より四位のか職地を云せぬ中に隔を者八令
婦と号せり 殿上人以下の妻なり 細ゆけいの令婦八侍つの令婦と 拾遺の何書みもの
令婦八絶て八侍ふ中よりを四令婦とも令婦とも云 私の妻とも令婦とも云 和名抄
商門も侍ふ中より作の女房の中に四位より陪臣 陪臣 そこふら婦を中より令婦女房 女房
れのそびのすをそ
夫衣を世のすをかりめ
りてくに出極八管絃をなく 奥入 びえ
やまれてうりい
のやまの花ハさぐうの春より
いくらもおくらもまくさ
細春よいくらもまくさ
春をくらとえくらりふ
併ハれくるきさくく引春
のくりざ蔵寄妙也 仰やを
の秋より秋五より進八数形さ
ぶうるねハくるみさるり
なぐ此併ぐりハそれり
れぐくるるくれいし
やうめすこなれと
令婦のよ夫衣の母君ハ家居
のすをそうく

暦ハ夫を今まとりふた右衛門ハ右筆ハ右筆を等也
令婦ハ今の世より四位のか職地を云せぬ中に隔を者ハ令
婦の令婦ハ侍つの令婦と 拾遺の何書みもの
令婦ハ絶て八侍ふ中より作の女房の中に四位
夫衣を世のすをかりめ
りてくに出極八管絃をなく 奥入 びえ
のやまの花ハさぐうの春より
いくらもおくらもまくさ
細春よいくらもまくさ
春をくらとえくらりふ
併ハれくるきさくく引春
のくりざ蔵寄妙也 仰やを
の秋より秋五より進八数形さ
ぶうるねハくるみさるり
なぐ此併ぐりハそれり
れぐくるるくれいし
やうめすこなれと
令婦のよ夫衣の母君ハ家居
のすをそうく

やまくよくれて 夫衣を世
まのふんのやまくよ春まもひ
て母君のすをそうくのみ
仰ふよいく 盃をぐさう
くりくりくりくりのかくもく
あれくくくくくりくりり
ぶ沢量あれくくくよハあく
くくくと系もかをくりくり
ひくくのあれくくくくくり
月りけりくり 奥入 形勢
人もなくく君なれとくく
春ハやく蔭みもさりくく
春くり春之 細春を月より
久て引用 暦日
母君もくくくよ 幾ハ
くくくくくくくくくくくくくく
ぶ沢量あれくくくよハあく
くくくと系もかをくりくり
ひくくのあれくくくくくり
月りけりくり 奥入 形勢
人もなくく君なれとくく
春ハやく蔭みもさりくく
春くり春之 細春を月より
久て引用 暦日
母君もくくくよ 幾ハ
くくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくく

[illegible]

[illegible]

[illegible]

文武中の　細　官中の心花
よろこびより花　春ふかき心
をふかい酒とりふかく萩うり
といふ文のはるかに
いのちながくさの
何　荘子曰壽則多辱
松の枝をうんずるぶ
細　いかにみてあらんとそ
まづ　をのの松乃枝をうん
ずるもとめ　引　文人
よそ　れんもとめ
のしき　同　百官の座
とそくゆ　松の中と百歳
ならず
まいていと　仲人よそれ
んずるにそのうきを命
ずるうて松の中に文乃
ちよりんずるいまいてく
ところ　文　文
くろ　文　文
松の中に文乃ちみ

かどくへてくりまくなどこをやうよく
せるつり　内侍
やぐのくつ極ふきひすび風のをとにふ
萩ぶり　其ぶり高麗の狗を
ひいそぐ　妙　文衣母初
ちいのちながさのいとくく
松のわりとんことぐもくづう
うまくれば　孟　文の
といまいて　妙　帝
ぶをぐ　妙　源氏
づくいえけんひまくまで　妙　源氏
源　三
ひくよ　妙　すれば
ひくいそぐめれどくとくり

ゆくしさ多　文衣の母乃
いまくしさくあし　細　文
くくり初く　孟　忌の文ぶり
焼めれいつのいゆくにセタ
とうやまれやるゆめそ
ほくくくう人九
いまくくう　源　文
母よそひおもいまし
きくくゆそれ　細　食物
くくてまくりて　細　食物
ケり源氏　文
めりくあも奏せんとくく
とけり
れやくく
まくくんそ　奥　人の歌の心
いやくにくねくもまとそ
乃よまぐひめるふ　後撰
やくくくも　勅撰の次ま
るくて食物のくくく
みもきまくく　孟　西方
おもくくしさ　孟　西方
のくれ　細　文衣母初
おもぐくしさ事ふくそ

れしくくくそまくくくくくれ
よくくくくく

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ここの世ゆしうさん
師文衣とこの世の世の
ゑ中ゆくゑくよかあ
ふとまつまわくこれと
のくく
ゑくこりれらは
河神事式は法を八幡宮と
いつく盃日 お見も帝業は
やとこちくこと
こしひもぐさび 師伝
よぶひはこ海くゑ法
くうんを八幡も四宮
しゑくくをとめてゑくし
月八ゑくくこの 細かゑづ
よのかくこ行はあくこそ
さをのふとはよりてゑ
へし歌のかけゆゑ京乱
解説ぐ八句
ゑひのこ志の 盃色を
ゑてりいそんとて絵出
のとのゑ師流 ゑ河八絵の
論説ゑ
ゑものりやくこと ゑくゑれ

てんゆもあむうさなくよいぐ人わゑくく
種のゆをゑくる
なんとうくゑりてれゆ
ゆくまんくくゑくこ
のゆくくふけめまだてひもぐ法はくゑ
そくくゑんといそぐまつる月八入くこの見くよ
うすみくくれるよ多いて法くく吹て華
村の出乃こふぐくけかなるをいや
くゑくゑれくくれ花まれけとなくゑ
細 余梅の前へ
ゑくぐ出のこ志れぐゑりをけてもゑゑ
ゑくくゑ
さ歌あゑ
ゑくくゑ

師より出雲国の国川入ゑくこりとゑて義よえものりやくこれと
ゑくくゑ絵
ゑくぐくく出のね 妙文歌
母の迎奇くゑれ法くく
ぐくそもむくのゑゑ柏
ゑひ法ゑくゑかくくゑ
ゑくくれくくみをくゑ
くくく師くくくも奉け
きに余梅の出使くゑく
出ゑりてくく法をくゑ
ゑくくゑ 暴夏の人を
墨女ようくくゑ雲の上人
くくゑ 母の眼くて里に
作る比醍醐のみぐくり吊
の出文衣用で後捨
月衣よめまゑ 紬とゑ
うくく寄玉ゑゑ秋の
ゑひくさ
うくくも学くゑ法人く
河くくゑ八幡よくくて其
ゑゑくくゑ八ゑくゑ義
せゑく 縁名院殿出統よ

ゑくぐくく 文衣出
ゑくくゑ雲のくゑ
ゑくくゑ
なんといくくゑ
ゑくくゑ
ゑくくゑ
ゑ

しのつゆよりはとくれてうれしうゑへさをうてゆハとくれて多けさまちうよりてあまり
のゆよ雲の上人さうこの人を表也　愁傷の比るれて風流のさうの物と令嬢はもべきよあくねはとく
おりきこれをくすの物　河ひしりハ女房丈衣以下者ア丈繁とわぐ多ゆ年ゑく仍繁あ
はてあげのぐくどめくの　細ようぐーかの教ケタ人ー　内の女房
けの調度どもを廣盃よ入るる　鈷鈷ケぐくく
ハくれの付んくくあるくてくんぐ　繁といでうんあぐるる
くるーくくゆハくゆも　物丈衣のくるーくハ分論内わくりよくをざりくくくる以二つの
りのゆりひとまわ内くるりなどハ感もゆやくれいよ衣のくすれゆーくくもゆひまくくれ
んとくくゆ　物寂寞　和名さびしさうの丈衣の古里をこひしくうつく
はくぐくうく　仆　丈衣を具ーまつくせて母君よとく来たしまくとくのうもく
くくまつくまつんくるを
一流ゆ先君をとく内へまつくせ丈くくく
みくくくてまつくで　仆
丈よ母のくひて来内もん
ゆくるくくんみ丈丈ハうん
来内わばんりくなくくん
と母君のくひゆをゆるよ
の地よりつう
まぐ地ゆるくくせ
細自上いまこれ寝るくくる
ゆ如くーー令嬢のゆりまつる
とくまちるゆゆくゆおまくよ
まちゆくくまくんとゆる
はくくるるう

おりくのつゆせんさい
蘆葦栽　清涼殿の東南
葦よ西庭　朝餉　并基盤
映の帝よおりー延喜元年
よ来をくくをくくくくくる
るくくー　河海よおり
ゆくくんくくくくて　令嬢
の地まどまくゆくくくる
かくくくーー人目をゆりゆ
ゆくる義くう
長恨哥の山絵　丈衣の
別を玄宗の貴妃ゴ歌
くくよおりゆくるくくて
ゆくんくくくるくくーゆよ
楊貴妃のくくくくゆそ
つくうくとくくる首尾く
亭子院　河亭子院ハ七条
以南油小路以東一町
仆延喜帝の法父宮多
院のゆくく　河伊勢家
集云長恨哥の法屏風
亭子院よくくせるくて
くくるくくくくくくくる法ゆ
ゆくくくくくゆ

いくくゆりくくくくくくく

紅梅のそまよりそめしとは
みもろびとやひけきや　花もみ　長恨哥の
首のむ麓あくるもとゝ伊勢ゞ集よりの世伊れば亭子院の御製にてあるへきこゝろや今一
首の哥　長恨哥のうきせのうさい家集より首紅あり貫之行ハ花色ふもいまこゝろ
をとあり実てあるよこそ

みゞらのちよかん

あくるこゝろ風あせぞこゝろ
花　源氏の君の母文衣まれ
られまつるをとゝ作り
ゝゞらゞゝゝゝ
細　伊勢のゝゝゝゝ
海もゝゝゝゝ
暁月

文衣母

ゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ

んけり 花名云 臨邛の方士幻術をもて蓬莱山よりうり揚貴妃よりあひて玄宗の心さ
しをつくし 附楊貴妃をうしなひ也長恨歌よりの世を侍るよりこの世の
ねをもの〳〵うれひてまひし 也長恨歌よりの世なりけれ
ちりはてんぐ〳〵 命婦 ゲ人せなりけるうへ〳〵あげの御衣もうの臨邛道士ゲ
玄宗よりをしへ〳〵 更衣しりのうへ〳〵をすてはせめてはかもなぐさまんとて
いとうひ〳〵 元八母しりのうへ〳〵をすてはめて楊貴妃の直よりまうせ〳〵〳〵衣を
こせよあ〳〵ねいたり 抄方士
弱よりまわり 抄方士
のうへ〳〵 幻術士の名 師幻
術の方士をゲ人の使ひて衣の
人の使ひてもうんとく
太液の芙蓉未央の柳
奥入長恨歌云太液芙
蓉未央柳 芙蓉如面柳
如眉 これ貴妃のかをを
蓮よりうつくしまゆを柳よ
りうつくしゲ液ハ池の名
芙蓉ハはちすなり未央ハ
宮殿の名
けはうしひいうしうちを
ぬらんもう絵の楊貴妃の
芙蓉柳 みも衣よりう
しひいうあるとを紫

もうこ〳〵みくハ義羅かうにてをりうめ絵た吾朝の風儀のうねく
をしてをりうもうくをそしてをりうをうの衣のうこうハけ楊貴妃のをりうねみもまき
をうりとうんとそ
をりうしうらうみをりし 細 貴妃ハうんもうこ〳〵ゲ衣ハうんねもをれうく也よ
月相文衣のうせ
花名のうこうもねみと 抄撰 花名のうこうもねをもうをうをうを

河家押立如日本紀文学
廉くあるべきやうなどあり後く初六日なれど薨せ
ら〻ぬ[illegible]の後除ふ[illegible]
て或廃朝ふケ日三ケ日
なるべく廃朝とハ天子ばかり
[illegible]
ぬく廃朝の間ハ音楽管
絃をやめ禁中よりの
[illegible]
薨ぬる間よハ廃朝をとよ
[illegible]
[illegible]
帝の風の音宮のねもも
[illegible]
[illegible]
[illegible]

大床子ともてあり机を二つ[illegible]御膳とおもものと
[illegible]つねの陪膳なり大床子をもてまつる日の御膳と号
も 細殿うれいハ女房の陪膳大床子ハ厳子人の陪膳いうれとも[illegible]
[illegible]
いまりこうく世のおのの
文衣生その世よハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]今[illegible]
[illegible]
[illegible]退く 盃
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]めは河應神天皇九
八年高麗王遣使朝貢
[illegible]
臭人寛平遺誡外蕃之人
必可召見者在集中見之
不可直對耳　花寛平
の御誡は必可召見者ニ
きめつる必のなのいめれ
でくるかもしきけのうち
そもくくうちとせてはめき
ゆまぐこうつくこと修
鴻臚館　抄日本の玄番寮
地　職員令云玄番寮番
客辞見讌饗送迎及在京
夷狄監當館舎事謂鴻臚
官也　師高麗人来朝ニ
ところ西七条朱雀ある
ところ　細ニハ今の四堺とい
のきことあり漢書鴻臚註
鴻ハ壱也臚ハ傳也傳声
賛道也云　花ニ鴻胪館
ところうちうつうつ異國
人来朝の時通事とい
ことありて唐の心さ
を

人の相とえて吉凶をとり
みんあうけうをこうつめて禁中ニ
めさむこれうぐのみとのはいまつめあれ
ぐいうぐうものびてこのことを鴻臚館
つくうぐうぐうぐ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

なりぬるよやまくしおとなりわらせたまふ君とハ敦王のこと也ハ源氏の君とハ光源氏のこと
の法服をそ也ゆりくるひろこまくけの君とハ敦王の君とハ光源氏の君とハ敦王のこと
かくしいそりぬるなるこよりもとりさんおれば親王みもちあるぬいこまぬとそそ
せるこまいの金剛の法也 唯細日義
さんん 允仁 日本紀 直仁 古名任遊物語
つゆくみらくのざえ 唯天下をとるべきさんハ博学なるべしかりし 学問 行路 如二岳燭一 夜行 人不学 不知道
ともいとり 細日
さんおはいとあうしあれと 学ぶ上ハ法廣 学問の義ハ不ともも明鏡ならへき法
なり 服を法くん
すくうのうこと 宿曜ハ星のすし 孟宿曜 師 昔ハ一の道なり 北八宿九曜の行度をとりて人の運命を勘るや也
源氏よりのこと
源の姓ハ嵯峨天皇の法河 敦王
よりのこと 文也乃 皇子高明公え服ハ源氏の姓をたまふ光 君也
例なり 河海ならい
なくさむやと 文衣の言れ
ともも 敦王
どの法 法也

はいとわうこと 惜 ラシキ也
ぬ天子の位をとるべんと人の思へきこと
世のこと ひ世ひのめぐくものしのへすくえう 宿曜師也
けこと みらの人ようんべへ世のみも 敦王
さ海よりをば源氏よりそまつかぐく
ぬ内の思へ
ぬ 年月よりそへくこもを一の
れこと ぬりわもこりみ なぐさむやと
さんべ とまつこせ 文衣を日ものしきこと
どけ ぬこひよ

光帝 紐 系図よりのことあり
河海ハ光孝天皇ハ仁
しそ皇女為子内親王ハ
延喜の女帝 兼香殿なり
あれと商流不用と 仰伝

三代の系法久よ
紐 河海 光孝 字多 醍醐 紀
とあり 紐ぐとうて三代
ようくも 長久くく
いくんさめ 紀 唯日

ぬるうにいてうこせられとうと南
うのこうびよりぬるよ光帝の四
乃文のはうこ
ぬよりこ海そ四の文の北面光帝の后
ぬ河の人ぬくの文みもこうまいられ
こうきれいとけるくおりこ河こ
てまうりいまもはのこうてまりてうを給
ぬこ文衣
のこやづくよいこうぬるよえこうてまうり
つけぬよこさいの文乃の光人文こそいとうう
ぬりこ文衣こ加こうこうこ
ぬりこ文衣こ加こうこ

まことゆやとて幾重よ
いとうつくしう相文衣よりはかな
えてとあるを門のかぶ
よりとこよりとりて出給
伊勢うとこ文衣をかり
めをぬいめくあくれ
うつくしうおかれ
ゆへといとねもの師ものあ
うつ文衣を好みてひ
くたかーのるとく
おそれ
四文入内乃すを
うつくしうもろ

伊せうとの兵ゴ
細紫上の文りぬ
部つうり
くんかりそくて
あよふかるきこ海て
みてうとあるとう

細くうくしきこ人
よなんとそうーきうよ
しれうろきりてねんごろ
内のうとーきせるもの
うつくしうけうこ紀あるゆそうや
文の女法乃いとこがおそ
のあくくよくくりてなれーためを
細ゆまくくきこと
ゆくくつこ文ずうくこうこ地や
しくこんうけうかこよこ紀もうせるぬ
ふはそれこ海めくかーすよこわこ女
えくくうとゆみこつくよひゆくんゆ
いこ紀んころくくさせこ海ゆこうこ海
人くこ紀こ文鮮
みくなこうくんかくくかーまくんう

門のかん
四こ人の氏人
四の文の母君のにんこ
伊勢の
門のこ
同列せうーやうにとのふこ
君達よりうま海
めやくよこ
門のこ
わこ女
君達の母君や
君達の母君や
孟やくくこ文仮へ
門のこ
門のこ
門のこ

つぎ　飛香舎藥中
五舎のひとつなり
河渡殿ともいふ　木俣　北上古
此木一欅　建暦内記
あるはいくつ　第よきさ
いの文のひめこやくくて
うつ物あれとこーとうて
ぎにとうう
これ人のにさいまくうて
細相殿更衣ハ族姓さもる
こうようて人とそねうよ
是ハ族姓人くくの文ね
ミいふへき方ものこ
うけうて　西諸業諸
えこうるもけれとそこ
これとそるゆ
うくう　女越　奥入
西　孫の外とえ須今り
まくて志ぎくくこせ
第よはくくもこれ給
ものとあり人くての女法
文衣をこも源氏ものこれ
ものよ志ぎくくこ源氏

入内せうとのこんとゆうこくこ
ずくこきこせまくれんとなくくむ
べくゆがくくなりてまつくをくくまうこ給
てうあうつがくくこ西げよれくこうこなり
こ海あやくくさまくくそゆへまくるこれハ
人のにくこいまくくうて西ものーめくきく
人も文ゆくくこのかねはうけこち
てあるぬるこ文衣のこく第こくこ地ゆ
ざくくよこれこ人をゆくくこうて
しゆがくくこ紀こ海ゆくくなくくこそ
はこうこうひてくくこるくゆがくなくむ
やくくなくくこうこ地をこ海とみ御他こえこ
氏の文ものくくこ海ものくくこ海ものくくこ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ひろ者　河亭子院第四の皇子敦慶親王号玉光宮好色奇文之美人也又光孝天皇[illegible]
式アマ是忠親王[illegible]ハ源氏ゆく光源中納言と云又仁明天皇[illegible]西三条の右大臣[illegible]
[illegible]日の[illegible]　花一条
院の[illegible]付上東門院の[illegible]入内
[illegible]

[illegible]

[illegible]

此後式定喜七年二月十六日當代源氏二人元服の次第をとりてあり奥入よ表あり
さうのとさうして　祢名院殿は後に盛明親王天慶三年三月十五日申時綾綺殿の東廂に
て此者よ始めて元服をとりそふ此時別殿の事をいふ　河殿那　祢名院は流れわ〳〵八幡宮の御徳角とて〳〵ゆかりの人
みづ〳〵ゆひまつる　以前は童形にて髪ゆひまつる　花　結髪
大義ゆひまつる　花　結髪
あれは理髪の人といふとゆめ〳〵なり　人は八幡の大義ゆひまつる人は義人孫の大義ゆひまつる師義
人なりて大義ゆひまつる人なり則理髪もとり人也
うゑうしのひたやとゝ　花　裏
冠者のやとゝ　花　裏
二年八月御記に下侍東
寅上間旋立屏風其中敷
土鍋二枚酒一枚　今案
一世源氏元服みな下侍
にて依所とて西宮抄
に下侍と八殿上の
次と云かり
此でゝまつりて　花　童
の御は赤色の綱腋の袍を
着を殿上童も赤色也
元服のうちは源氏の君公
位なれは縫腋の黄袍なり
へし　元服今三位位黄袍
也西宮抄に黄衣とそうち

の東庭にて内侍より御ひてあり　細　表の内
下ゆくあるゆへよ皆間地もとゝ
えゝのびあへゝば　抄者よ行んでゝ
むうのとゝうえ　内門の内の中前
文衣の　河　繼　日本紀　年のゆゝ
あげをとりや　あゝをとりやはんとゝ　花
此葵の上乃母は物重の帝の
いうとゝうとゝうとゝ
とゝうゝ
此氏をみめゝ
をゝれうゝ
たゝのひゝうむをめよ
うゝうゝ
つゝてゝうゝ
ゝゝ
葵上をまつゝ
ゝも源氏へのゝ
ゆへよ内間ゝ
内ゝ

嘱　歌王以下の元服の時乃和琴ハ清涼殿
此元服ハ南殿ゆく堂上ゆて行あり　花ハ学
ゝれゝも源氏の者殿進退を感ゝ
ゝゝ
ゝゝ
ゝ

左大臣殿源氏の葵上をまうけ給へりと帝みもうけ給へりけるとく
そひけり　河槽陳　延喜御宴　延長十二年十月廿二月保明親王元服夜　故左大臣時平女　俗謂
副卿子　李部王記　さうしのまうでなり　孫名院殿　左殿　源氏元服の時の盃酒なるべし　源氏元服
のは倚子よりはなれて出て盃酒なるべしとあれば殿上にて出て盃酒はあるべしとあれば殿
はは時は殿へかへられて殿は盃酒などの式なるべし　源氏の君の元服の事は源氏にて
みくしげ殿の沢は元服のうへ　西宮抄
よあり
地くさ　紙ぐしやの
細　今ひさしられの左右奪
とりあひ　とりあひ　左右
さしてさして　吾亭へ
葵上の
又地くさ　私或説云元服乃
のちハ左右の列ハ
上よりあるべ
きなり　地くさ
ぬぎ　西宮抄の
ハ依作　釈立の度の次
ぬぎ　ぬぎ
左大臣　地くさ
源氏　源氏元服の時の盃酒は殿上にて
左殿　地くさ
源氏　源氏の
地くさ　地くさ
地くさ　地くさ
地くさ　地くさ

らるとあり　細　染ハ赤てゝ女をとり入今ハ元服のれハつく奇のゝハ源氏の君乃ゝ元服ハ
ゝ　今日加冠の人なれハ公卿とゆひよりもゝ長ゝ　こゝとかり　ゆひのいろなれハ源氏の君ゝ
こゝとゆひのいろなれハ公卿とゆひのいろなれハ源氏の君ゝ　なりゝゝとりて　元服　内殿ゝ南殿ゝ廊ゝ大内の河ハ公卿よりこゝ儒者ゝ乗座ゝ
ゆゝて　左右ゝ入の所ゝ　ゝ　ゝ　

葵上は心とそなたのおくゝ
ゝゝゝゝゝゝのひとりの
葵上の母は相愛帝妃之
一つ后腹の之宮也
このきさき　源のゆかり
こいめゝゝけたゝのゝ
きゝゝゝ　源氏の
ゝのゆゝ　西院の
朱雀院の祖父三条の
ゝゝゝ葵上の父ゆゝ
ゝゝゝ

ゝゝゝとの女房
何執政息補葵人女房例
清慎公　実頼　貞信公一男母
宇多院皇女源順子延喜
十九年正月廿八日任左
近衛權少將延長四年二
月廿五日補葵人ニ孔雀
ゆゝゝゝゝゝゝゝ
源氏をゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ

れうくのくら
殿上よりつぼねへ女房源氏よりつぼねへ人をとなり
内ゐんよりくべさ
おほ原のさいくみそ
次やくみとなり
ちのいさ　淑景舎　河舎ハ殿の次く廂人の家ゐも寝殿
雑舎とゐがくら
さくの殿ハ
細文衣の里こ殿ハ二条院
とゐくら　花紫苑殿ハ
くてた殿すゑの家の威明　紫宸
もをすせをひ二条院を
いくくつくらせ殿てを
くり世よ面白き所とれ
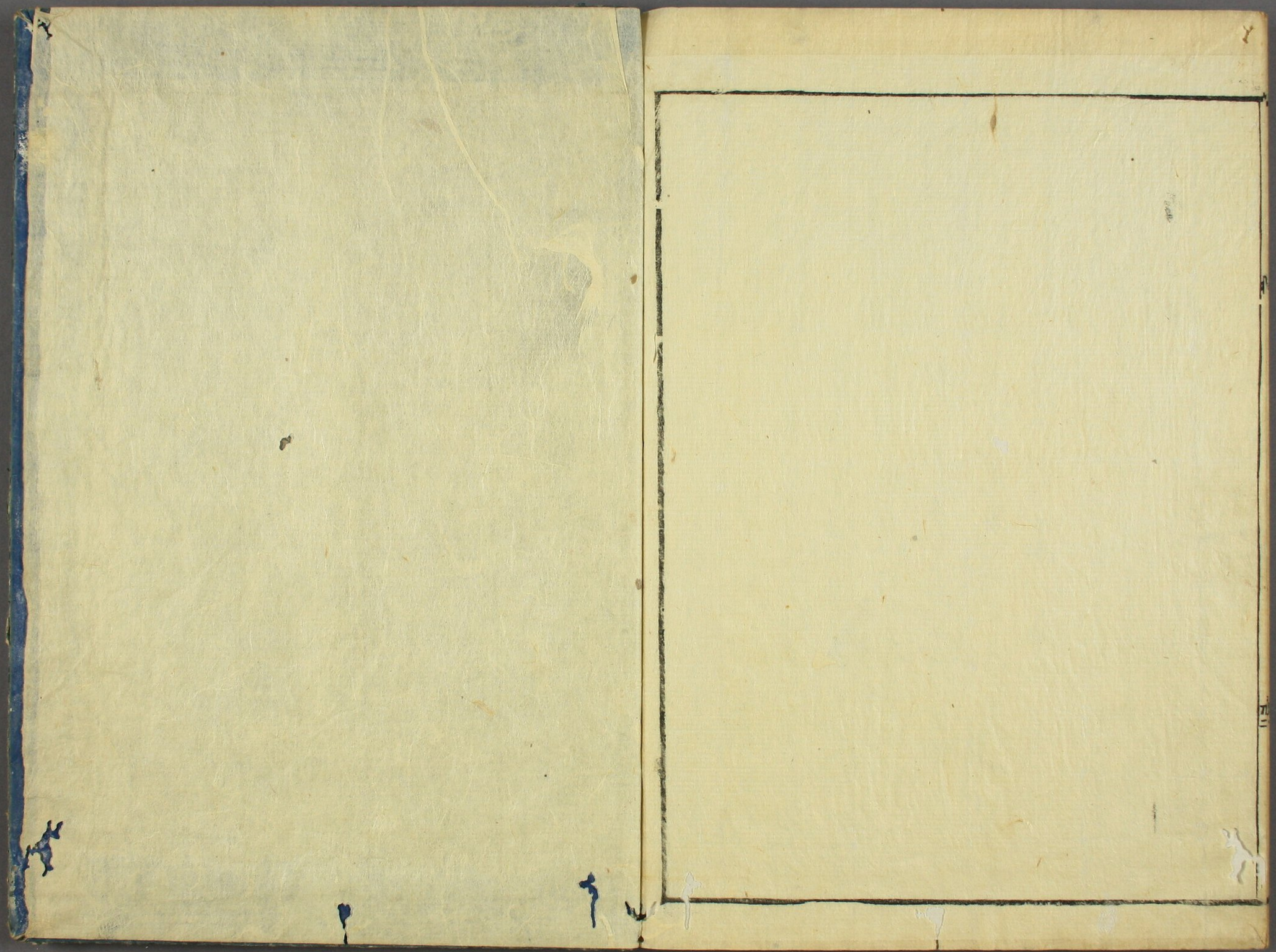
ハゆくうぐうにくうこく
せのハ　今ハ紫法華院ハ二
条宮殿よりおとハ二条院と号せり也　匠麿二年法
華院と名をくれる
源氏の西里の二条院ハ是
ま可唯ゐや
いけの公　池の座也
河　樓額題鴛鴦　鴛鴦池心俗鳳
凰ヲ白氏文集　鴛鴦ハ樓の名
也　又朗詠　苔生石面輕衣
短　荷出池心小蓋疎
ちりぬるもけをやそんを
の花池のくるあるひもかれ
紅頃
くるの不よ枯りゐやうるゐん
細大くさ枯りゐやうりくを
とりくりまくさ夜蓋のくあり
ひくる若と云名ハ　細源氏の名れをを云
ゐよを人也　仰　花よりゐくさハくさ
こをくくくりゐくくく